**火力・バイオマス発電設備の運用状況確認事項（記載例：赤字）**

火力・バイオマス発電設備の出力制御に向けた準備として、連絡先や貴社発電所の設備実態等について確認させていただきます。つきましては、下記の記載項目について、発電設備のご購入先や市町村さまへご確認のうえ、本確認書、および必要となる書類のご提出をお願いいたします。

**【注意事項】**

・本資料及び必要な添付書類は、原則、系統連系工事の申込時にご提出をお願いいたします。

・系統連系工事の申込時に設備実態および使用燃料が不確定の場合は、確定後速やかにご提出をお願いいたします。

・出力制御時に限らず、常に系統へ逆潮しない場合(例:自家消費のみ)は１、２のみご回答ください。

・ご提出いただいた本資料および添付書類をふまえ、出力制御時の発電設備出力および連絡方法等の運用を書面にて取り交わしさせていただきます。

・本資料の提出がない場合、系統連系開始できないこともありますのでご留意願います。

**1. 事業者情報（必須）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者名、役職 |  |
| 発電所名 |  |

**2. 再エネ出力制御に係る調整担当者および連絡先（必須）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 担当者 | 副担当者 |
| 所属・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| メールアドレス |  |  |

**3. 地域資源型バイオマス発電設備に関する確認**

(1) 発電設備の種類、燃料種別、燃料割合、FIT設備認定の有無についてご回答ください。**（必須）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 燃料種別 | 割合(発電量ベース) | FIT設備認定 |
| 1. 火力(バイオマス混焼含む)※1
2. バイオマス(専焼) ※1
3. バイオマス(地域資源)※2
 | ③ | 間伐チップ | 100 | あり添付参照:FIT認定証 |
|  |  |
|  |  |

※1　『①火力(バイオマス混焼含む)、②バイオマス(専焼)』の場合は回答後4.へ

**※2　燃料種別がわかる資料の提示が必要になります。（FITによる認定申請（申請予定）資料など）**

(2) バイオマス(地域資源)の種別を選択し、右欄にご回答ください。

└(1)の類型が『③バイオマス(地域資源)の場合』に該当する場合

|  |  |
| --- | --- |
| ① メタン発酵ガス発電設備、一般廃棄物発電設備② 地域に存するバイオマスを主に活用する発電設備 ※3 ※5③ 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、市町村により設備整備計画の認定を受けた発電設備　※4④ その他の発電設備 | ③添付参照：設備整備計画の認定通知書 |

**※3　設備整備計画の認定を市町村に申請予定（または，申請中）の資料の提出(任意様式)が必要になります。**

**※4　認定取得を証明する資料(設備整備計画の認定通知書等)の提出(任意様式)が必要になります。**

※5　以下のⅰ）～ⅳ）を満たすバイオマス発電設備を地域資源バイオマス発電設備として分類します。

ⅰ）地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率）について年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること（起動・停止時のみに使用する燃料は、バイオマス比率の算出において不算入とします（専焼バイオマスについても同様）。）

ⅱ）地域の関係者の合意を得ていること

ⅲ）発電に供する原料の安定供給体制を構築していること

ⅳ）ⅰ）～ⅲ）の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること

＜出展＞ 経済産業省資源エネルギー庁HP　なっとく！再生可能エネルギー　よくある質問（Q-5-4）

<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html>

(3) 需給制約による出力制御の対応可否を選択し、右欄にご回答ください。

└(1)の類型が『③バイオマス(地域資源)の場合』に該当する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| a. 需給制約による出力制御に応じることが可能 | ① 出力制御に応じることが可能 | ② |
| b. 需給制約による出力制御に応じることが困難(緊急時を除く) | ②発電形態の特質により、燃料貯蔵が困難③出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障をきたす。④出力制御を行うことによって周辺環境に悪影響を及ぼす。⑤その他 |
| 出力制御に応じることが困難とされる理由を具体的にご記載ください。・メタン発酵ガス（燃料）の貯蔵が困難である。ガス貯留を目的としたタンクは無く、発生したガスを全て発電燃料として使用。・下水汚泥が24時間流入しており、途切れることなく処理する必要がある。燃料を保管できる発電設備仕様にもなってない。 |

**4. 確認事項(出力制御について)**

発電設備の仕様を確認の上、出力制御時の発電設備の対応内容をご回答願います。

※地域資源バイオマスについて、需給制約での出力制御が対象外となった場合でも系統制約による出力制御は制御対象となる可能性があります。本項目は必ず記載頂きますようお願い致します。

(1) 出力制御時の制御方法を①~③から選択し、右欄にご回答ください。**（必須）**

|  |  |
| --- | --- |
| ①発電停止②発電所から電力系統への逆潮流を発生させないように、発電所の所内負荷と発電設備の出力を調整③最低出力まで抑制 | ③ |

(2) 出力制御時指令時の発電設備の最低出力**（必須）**

|  |  |
| --- | --- |
| 最低出力(発電端) | 200kW |
| 最低出力の定格出力比率 | 30％ |
| 最低出力時の受電地点における受電電力(送電端)(電力系統への最大送電電力) | 150kW |
| 出力変化率 | 200kW/30分 |
| 定格出力から対応可能な最低出力まで下げる(または最低出力から定格出力まで上げる)場合に必要な時間 | 1時間 30　分 |
| 発電設備の運転体制 | 3名８時間による3交代制(24時間体制) |

(3) 出力制御に関する制約（発電設備の停止もしくは最低出力を定格出力の50％以下とすることが困難な理由）について、具体的にご記載ください。

|  |
| --- |
| ・最低出力を○○kW未満とした場合、○○という不安定な状態になり、○○という設備に支障が出る。添付(参考資料：メーカーの技術資料)・自家消費を主な目的とした発電設備であるため、発電設備の出力を50％以下に抑制すると需要設備の運用に支障がでる。電力系統への逆潮流を発生させないように制御することも技術的に困難であるため、逆潮流分を受給契約電力の50％以下の範囲となるように制御することとしたい。 |

(4) 特記事項

|  |
| --- |
| 注）66kV接続の場合は、出力制御指示時の担当者、電話番号、メールアドレス（３つまで）を記載してください。 |